

家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）第 3 条第 2 項第 1 号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 開催日時

平成 19 年 12 月 18 日（火）及び同月 19 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで

2 開催場所

倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所第 204 会議室

3 講習の科目及び時間

（1）家畜の取引に関する法令 4 時間

（2）家畜の品種及び特徴 4 時間

（3）家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

4 受講手続

（1）受講申込書の交付

受講申込書は、県内の各総合事務所農林局において交付する。

（2）受講申込方法

所定の受講申込書に、写真（受講申込書提出前 6 月以内に撮影した無帽の正面上半身像のもので、3.5cm × 横 2.5cm の大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,540 円）に相当する額の鳥取県収入証紙を
はり付けて、平成 19 年 12 月 3 日（月）までに住所地を管轄する総合事務所農林局を經由して知事に提出すること。

5 問合せ先

受講手続その他講習会に関する問合せは、鳥取県農林水産部畜産課（鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26-7290）に行うこと。